



経済産業省  
関東経済産業局

厚生労働省

神奈川県労働局



神奈川県



OPEN  
YOKOHAMA



川崎市  
KAWASAKI CITY

# 助成金・補助金等 紹介冊子

発行：JFEスチール(株)の高炉等休止に係る  
関係行政機関連携本部地域経済部会・雇用部会

## 【目次】

### 【経済産業省の助成制度】

- 1 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）・・・P 1
- 2 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）・・・P 3
- 3 サービス等生産性向上 IT 導入支援事業（IT 導入補助金）・・・P 4
- 4 中小企業等事業再構築促進事業・・・P 5

### 【厚生労働省の助成制度】

- 5 人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）・・・P 7
- 6 人材開発支援助成金（人への投資促進コース）・・・P 8
- 7 人材開発支援助成金（人材育成支援コース）・・・P 10
- 8 労働移動支援助成金（再就職支援コース）・・・P 12
- 9 労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）・・・P 13
- 10 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）・・・P 14
- 11 雇用調整助成金・・・P 15
- 12 特定求職者雇用開発助成金・・・P 16

### 【神奈川県の助成制度】

- 13 令和5年度神奈川県ビジネスモデル転換事業費補助金・・・P 18

### 【横浜市の助成制度】

- 14 グリーンリカバリー設備投資助成金・・・P 19
- 15 中小企業デジタル化推進支援補助金・・・P 20
- 16 小規模事業者設備投資助成金・・・P 21
- 17 企業立地促進条例による支援制度（立地促進）・・・P 22

### 【川崎市の助成制度】

- 18 働き方改革・生産性向上推進事業補助金・・・P 23

《1》 【経済産業省】ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

概要	<p>革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援します。また、特に、大幅な賃上げに取り組む事業者へのインセンティブを強化するとともに、海外でのブランド確立などの取組への支援を強化します。</p>
対象	<p>以下の要件を満たす事業計画を策定・実施する中小企業等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加</li> <li>・給与支給総額を年率平均1.5%以上増加</li> <li>・事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準にする</li> </ul> <p>①通常枠 革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援。</p> <p>②回復型賃上げ・雇用拡大枠 業況が厳しい事業者が賃上げ・雇用拡大に取り組むための革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援。</p> <p>③デジタル枠 DXに資する革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。</p> <p>④グリーン枠 温室効果ガスの排出削減に資する取組に応じ、革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。</p> <p>⑤グローバル市場開拓枠 海外事業の拡大等を目的とした設備投資等を支援。海外市場開拓（JAPANブランド）類型では、海外展開に係るブランディング・プロモーション等に係る経費も支援。</p>
補助上限額	<p>①通常枠 750万円～1,250万円 ②回復型賃上げ・雇用拡大枠 750万円～1,250万円 ③デジタル枠 750万円～1,250万円 ④グリーン枠 750万円～4,000万円 ⑤グローバル市場開拓枠 3,000万円</p>
補助率	<p>①通常枠 1/2、2/3（小規模・再生事業者） ②回復型賃上げ・雇用拡大枠 2/3 ③デジタル枠 2/3 ④グリーン枠 2/3 ⑤グローバル市場開拓枠 1/2、2/3（小規模事業者）</p>
申請期間	<p>複数回の公募を行いますので、最新の状況はHPでご確認をお願いします。 <a href="https://portal.monodukuri-hojo.jp/">https://portal.monodukuri-hojo.jp/</a></p>
活用事例	<p>①通常枠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数形状の餃子を製造可能な餃子全自動製造機を開発</li> <li>・「食べられるクッキー生地コーヒークップ」の製造機械を新たに導入</li> </ul> <p>②デジタル枠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・属人的な作業を省力化するため、顧客・受注・作業員を一体的に管理するシステムを導入</li> <li>・AIを導入した高精度な自律移動式無人搬送ロボットの試作開発</li> </ul> <p>③グリーン枠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炭素生産性向上が図れる製造装置を導入しつつ、従来から製造していた部品の高品質化</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「エコマテリアル」素材を導入し、環境負荷が少ないクリーンな製品の試作開発</li> <li>④グローバル市場開拓枠</li> <li>・ 海外市場獲得を目的とした新製品開発のため、製造機械の導入や展示会への出展</li> <li>・ 日本に来日する外国人をターゲットとした予約システムの開発</li> </ul>
担 当	ものづくり補助金事務局サポートセンター
連 絡 先	050-8880-4053 受付時間 10:00~17:00 (土日祝日および12/29~1/3を除く)

《2》 【経済産業省】小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

概 要	小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援します。
対 象	<p>①通常枠 小規模事業者等が取り組む販路開拓を支援</p> <p>②賃金引上枠 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上とした事業者</p> <p>③卒業枠 小規模事業者として定義する従業員数を超えて規模を拡大する事業者</p> <p>④後継者支援枠 アトツギ甲子園のファイナリスト等となった事業者</p> <p>⑤創業枠 過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者</p>
補助上限額	<p>①通常枠 50万円</p> <p>②賃金引上枠 200万円</p> <p>③卒業枠 200万円</p> <p>④後継者支援枠 200万円</p> <p>⑤創業枠 200万円</p> <p>※免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する事業者を対象に、全ての枠で一律に50万円の補助上限を上乘せ</p>
補 助 率	<p>①通常枠 2/3</p> <p>②賃金引上枠 2/3（赤字事業者は3/4）</p> <p>③卒業枠 2/3</p> <p>④後継者支援枠 2/3</p> <p>⑤創業枠 2/3</p>
申 請 期 間	<p>複数回の公募を行いますので、最新の状況はHPでご確認をお願いします。</p> <p>①商工会議所地区 <a href="https://r3.jizokukahojokin.info/">https://r3.jizokukahojokin.info/</a></p> <p>②商工会地区 <a href="https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/index.html">https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/index.html</a></p>
活 用 事 例	<p><b>事例1</b> 古民家をカフェとして営業するため、<u>厨房を増設</u>。加えて、地元飲食店との<u>コラボメニュー開発</u>や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催。</p> <p><b>事例2</b> 蕎麦屋が地元特産のかき揚げをセットメニューに追加するため、<u>高性能フライヤー</u>を導入。新規顧客の増加、顧客単価アップを目的として<u>地元メディアに広告を出稿</u>。 ※下線部が補助金の対象経費</p>
担 当	<p>①商工会議所地区 小規模事業者持続化補助金事務局</p> <p>②商工会地区 神奈川県商工会連合会</p>
連 絡 先	<p>①03-6632-1502</p> <p>②045-633-5080</p>

《3》 【経済産業省】サービス等生産性向上 IT 導入支援事業（IT 導入補助金）

概 要	中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX、サイバーセキュリティ対策等のための IT ツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。
対 象	<p>①通常枠 中小企業・小規模事業者等が、働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入等に対応するため、生産性の向上に資する IT ツール（ソフトウェア、サービス等）の導入費用を支援。</p> <p>②セキュリティ対策推進枠 中小企業等においてサイバーインシデントにより事業継続困難となる事態を回避するとともに、サイバー攻撃被害が供給制約や価格高騰を潜在的に引き起こすリスクや生産性向上を阻害するリスクを低減するための支援。</p> <p>③デジタル化基盤導入枠（デジタル化基盤導入類型） 中小企業・小規模事業者等に、インボイス制度も見据えたデジタル化を一挙に推進するため、会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・EC ソフトの導入費用に加え、PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用を支援。</p>
補助上限額	<p>①通常枠 450 万円</p> <p>②セキュリティ対策推進枠 100 万円</p> <p>③デジタル化基盤導入枠（デジタル化基盤導入類型）350 万円</p>
補 助 率	<p>①通常枠 1/2</p> <p>②セキュリティ対策推進枠 1/2</p> <p>③デジタル化基盤導入枠（デジタル化基盤導入類型）1/2、2/3、3/4</p>
申 請 期 間	複数回の公募を行いますので、最新の状況は HP でご確認をお願いします。 <a href="https://www.it-hojo.jp/2023/">https://www.it-hojo.jp/2023/</a>
活 用 事 例	<p><b>デジタル化基盤導入類型</b> インボイス発行の手間を効率化するため、「会計ツール」を導入。経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。</p> <p><b>通常枠</b> タイムカードによる勤怠管理のため、本社出勤後の現場移動、帰社後の帰宅が必要であったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、残業時間が3割削減、人事担当の作業効率も大幅アップ！</p>
担 当	サービス等生産性向上 IT 導入支援事業コールセンター
連 絡 先	0570-666-424 受付時間 9:30~17:00（土日祝日を除く）

《4》 【経済産業省】中小企業等事業再構築促進事業

概要	<p>長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価高騰等により、事業環境が厳しさを増す中、中小企業等が行う、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応した、感染症等の危機に強い事業への大胆な事業再構築の取組を支援します。</p>
対象	<p>対象要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組むこと</li> <li>・補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3～5%（申請類型により異なる）以上増加等</li> </ul> <p>①成長枠 成長分野への大胆な事業再構築に取り組む事業者向け</p> <p>②グリーン成長枠 研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者向け</p> <p>③産業構造転換枠 国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者向け</p> <p>④サプライチェーン強靱化枠 海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者向け</p> <p>⑤物価高騰対策・回復再生応援枠 業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者、原油価格・物価高騰等の影響を受ける事業者向け</p> <p>⑥最低賃金枠 最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な事業者向け</p>
補助上限額	<p>①成長枠 7,000万円 ②グリーン成長枠 1億円（中堅企業1.5億円） ③産業構造転換枠 7,000万円 ④サプライチェーン強靱化枠 5億円 ⑤物価高騰対策・回復再生応援枠 3,000万円 ⑥最低賃金枠 1,500万円</p> <p>【更なる支援措置】（成長枠とグリーン成長枠のみ対象）</p> <p>（1）規模拡大 補助事業終了後3～5年で中小・中堅企業等から中堅・大企業等へと規模拡大する事業者の上限を2倍に引上げ</p> <p>（2）賃上げ ・継続的な賃金引上げ及び従業員の増加に取り組む事業者の上限3,000万円上乗せ ・補助事業期間内に賃上げ要件を達成した場合、補助率を中小2/3、中堅1/2に引上げ</p>
補助率	<p>①成長枠 1/2（中堅企業1/3） ②グリーン成長枠 1/2（中堅企業1/3） ③産業構造転換枠 2/3（中堅企業1/2） ④サプライチェーン強靱化枠 1/2（中堅企業1/3） ⑤物価高騰対策・回復再生応援枠 2/3（中堅企業1/2） ⑥最低賃金枠 3/4（中堅企業2/3）</p>

	<p>【更なる支援措置】（成長枠とグリーン成長枠のみ対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業期間内に賃上げ要件を達成した場合、補助率を中小 2/3、中堅 1/2 に引上げ</li> </ul>
申請期間	<p>複数回の公募を行いますので、最新の状況は HP でご確認をお願いします。</p> <p><a href="https://jigyousaikouchiku.go.jp/">https://jigyousaikouchiku.go.jp/</a></p>
活用事例	<p><b>飲食業（喫茶店経営）</b> 飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。</p> <p><b>小売業（衣服販売業）</b> 衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。 製造業（ガソリン車向け部品製造） グリーン課題の解決に資する取組として EV 向け部品製造の事業を新規に立上げ。</p>
担当	事業再構築補助金コールセンター
連絡先	<p>0570-012-088</p> <p>受付時間 9:00~18:00（日・祝日を除く）</p>



《5》 【厚生労働省】人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）

概 要	<p>企業の持続的発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化等を図るため、人材育成に取り組む事業主に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度です。</p>									
対 象	<p>①新規事業の立ち上げ等の事業展開に伴う人材育成を行う事業主          企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練をOFF-JTにより10時間以上実施したもの</p> <p>②業務の効率化や脱炭素化などに取り組むため、デジタル・グリーン化に対応した人材の育成を行う事業主          企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練をOFF-JTにより10時間以上実施したもの</p> <p>※事前に事業展開などの内容を記載した「事業展開等実施計画」（様式第2号）を訓練実施計画届（様式第1-1号）と併せて提出する必要があります。</p>									
補 助 率	<p>経費助成率 中小企業 75% 中小企業以外 60%</p> <p>賃金助成額（定額）中小企業 960円/時間 中小企業以外 480円/時間</p>									
補助上限額	<p>●経費助成は受講者1人あたり</p> <table border="0"> <tr> <td>10時間以上100時間未満</td> <td>中小企業 30万円</td> <td>中小企業以外 20万円</td> </tr> <tr> <td>100時間以上200時間未満</td> <td>中小企業 40万円</td> <td>中小企業以外 25万円</td> </tr> <tr> <td>200時間以上</td> <td>中小企業 50万円</td> <td>中小企業以外 30万円</td> </tr> </table> <p>●1人1訓練当たり1,200時間（専門実践教育訓練については1,600時間が限度）</p> <p>●受講者1人あたりの受講回数は1年度3回まで</p> <p>●1事業所1年度あたり1億円</p>	10時間以上100時間未満	中小企業 30万円	中小企業以外 20万円	100時間以上200時間未満	中小企業 40万円	中小企業以外 25万円	200時間以上	中小企業 50万円	中小企業以外 30万円
10時間以上100時間未満	中小企業 30万円	中小企業以外 20万円								
100時間以上200時間未満	中小企業 40万円	中小企業以外 25万円								
200時間以上	中小企業 50万円	中小企業以外 30万円								
申請期間	<p>計画届：訓練開始日から起算して1か月前まで</p> <p>支給申請：訓練終了日の翌日から起算して2か月以内</p>									
詳 細	P24をご参照ください									
担 当	神奈川助成金センター									
連 絡 先	045-277-8801									

《6》 【厚生労働省】人材開発支援助成金（人への投資促進コース）

概 要	<p>事業主が労働者に対して、職務に関連した訓練を実施した場合に、訓練中の賃金と訓練経費の一部を助成するもので、「人への投資」を加速化するため、国民の方からのご提案をもとに、令和4年4月から新設されたコースです。</p>												
対 象	<p>①高度デジタル人材育成のための訓練や海外を含む大学院での訓練を行う事業主（高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練）          ②IT分野未経験者の即戦力化のための訓練を実施する事業主（情報技術分野認定実習併用職業訓練）          ③サブスクリプション型の研修サービスによる訓練を行う事業主（定額制訓練）          ④労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主（自発的職業能力開発訓練）          ⑤働きながら訓練を受講するための休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主（長期教育訓練休暇等制度）</p> <p>※事前に訓練実施計画届などを作成し提出する必要があります。</p>												
補 助 率	<p>経費助成率</p> <table border="0"> <tr> <td>①高度デジタル人材訓練 成長分野等人材訓練</td> <td>中小企業 75% 中小企業以外 60%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一律 75%</td> </tr> <tr> <td>②情報技術分野認定実習併用職業訓練</td> <td>中小企業 60% 中小企業以外 45%</td> </tr> <tr> <td>③定額制訓練</td> <td>中小企業 60% 中小企業以外 45%</td> </tr> <tr> <td>④自発的職業能力開発訓練</td> <td>一律 45%</td> </tr> <tr> <td>⑤長期教育訓練休暇等制度</td> <td>一律 20万円（1事業主1回まで）</td> </tr> </table>	①高度デジタル人材訓練 成長分野等人材訓練	中小企業 75% 中小企業以外 60%		一律 75%	②情報技術分野認定実習併用職業訓練	中小企業 60% 中小企業以外 45%	③定額制訓練	中小企業 60% 中小企業以外 45%	④自発的職業能力開発訓練	一律 45%	⑤長期教育訓練休暇等制度	一律 20万円（1事業主1回まで）
①高度デジタル人材訓練 成長分野等人材訓練	中小企業 75% 中小企業以外 60%												
	一律 75%												
②情報技術分野認定実習併用職業訓練	中小企業 60% 中小企業以外 45%												
③定額制訓練	中小企業 60% 中小企業以外 45%												
④自発的職業能力開発訓練	一律 45%												
⑤長期教育訓練休暇等制度	一律 20万円（1事業主1回まで）												
補助上限額	<p>●賃金助成額（1人1時間あたり）</p> <p>①高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練（原則1,200時間まで）          ・中小企業 960円 中小企業以外 480円          （成長分野等人材訓練は国内大学院の場合のみ一律960円）</p> <p>②情報技術分野認定実習併用職業訓練（原則1,200時間まで）          ・中小企業 760円 中小企業以外 380円（OJT実施助成は別途定額あり）</p> <p>③長期教育訓練休暇等制度（30日以上連続休暇取得）          ・有給の長期休暇のみ対象 6,000円/日 最大150日</p> <p>●1事業所1年度あたり2,500万円（自発的職業能力開発訓練は300万円）</p> <p>●受講者1人あたりの受講回数は1年度3回まで（②は1回まで）</p> <p>●受講者1人あたりの助成限度額あり。別添パンフレットをご確認ください。</p>												
申 請 期 間	<p>計画届：訓練開始日から起算して1か月前まで          支給申請：訓練終了日の翌日から起算して2か月以内</p>												
活 用 事 例 ※詳細はP26 をご参照く ださい	<p>事業内容（例）：製造業</p> <p>【助成金活用の背景】          今までは、個々の従業員にあった訓練をそれぞれ実施していたが、訓練費用の削減のためにサブスクリプション型の訓練を実施することにした。</p> <p>【教育訓練の内容】          受講コース：営業職研修受け放題講座          訓練目標：新入社員から管理職まで幅広い層に対応した営業力向上のためのeラーニング訓練</p> <p>【助成金のコース】          人への投資促進コース（定額制訓練）</p> <p>【訓練の効果】</p>												

	<p>1つの訓練契約で幅広い層に訓練を行うことができ、個々の従業員にあった訓練を探す手間が省ける上に、複数の訓練を契約するよりも、安価な費用で抑えられた。</p> <p>結果的に企業全体の生産性向上に繋がった。</p>
担 当	神奈川助成金センター
連 絡 先	045-277-8801

《7》 【厚生労働省】人材開発支援助成金（人材育成支援コース）

概要	<p>事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した職業訓練等を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度で、令和5年4月より特定訓練コース・一般訓練コース・特別育成訓練コースの3コースを統合し、「人材育成支援コース」を創設しました。</p>			
対象	<p>①人材育成訓練 職務に関連した知識や技能を習得させるためのOFF-JTを10時間以上行った事業主</p> <p>②認定実習併用職業訓練 中核人材を育てるために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った事業主</p> <p>③有期実習型訓練 有期契約労働者等の正社員への転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った事業主</p>			
補助率	<p>経費助成</p> <p>①人材育成訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正 規 中小企業 45% 中小企業以外 30%</li> <li>・非正規 一律 60%</li> <li>・正社員化 一律 70%</li> </ul> <p>②認定実習併用職業訓練 中小企業 45% 中小企業以外 30%</p> <p>③有期実習型訓練 一律 60%（正社員化は70%）</p>			
補助上限額	<p>●賃金助成（1人1時間あたり）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">                 ① 人材育成訓練                  ② 認定実習併用職業訓練                  ③ 有期実習型訓練             </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="vertical-align: middle;">                 中小企業 760円 中小企業以外 380円             </td> </tr> </table> <p>●OJT実施助成（1人1コースあたり）</p> <p>①認定実習併用職業訓練 中小企業 20万円 中小企業以外 11万円</p> <p>②有期実習型訓練 中小企業 10万円 中小企業以外 9万円</p> <p>●1事業所1年度あたり1,000万円</p> <p>●受講者1人あたりの受講回数は1年度3回まで</p> <p>●受講者1人あたりの助成限度額あり。</p>	① 人材育成訓練 ② 認定実習併用職業訓練 ③ 有期実習型訓練	}	中小企業 760円 中小企業以外 380円
① 人材育成訓練 ② 認定実習併用職業訓練 ③ 有期実習型訓練	}	中小企業 760円 中小企業以外 380円		
申請期間	<p>計画届：訓練開始日から起算して1か月前まで</p> <p>支給申請：訓練終了日の翌日から起算して2か月以内</p>			

活用事例	<p><b>事業内容（例）：運輸業</b></p> <p><b>【助成金活用の背景】</b>  高齢者世代の退職による人手不足や、通信販売に係る輸送の増加により、輸配送コストの増加により、輸配送コストが増大傾向にある。そのため、自社の利益を大きく左右している配車担当の人材育成に力を入れ、収益拡大をする必要があった。</p> <p><b>【教育訓練の内容】</b>  受講コース：輸配送効率化研修  訓練目標：効率的な配車業務を行うための人材育成</p> <p><b>【助成金のコース】</b>  人材育成支援コース</p> <p><b>【訓練の効果】</b>  利益を出すために必要な経営的視点を身につける契機となった。</p>
	<p><b>事業内容（例）：電気設備工事</b></p> <p><b>【助成金活用の背景】</b>  新卒者は資格を有していないため、資格取得のための知識技能の習得が必要。ベテラン社員の退職により、有資格者が少なくなり、即戦力が必要となった。</p> <p><b>【教育訓練の内容】</b>  受講コース：第二種電気工事士（技能）研修（OFF-JT 訓練時間：18時間）  訓練目標：第二種電気工事士資格取得を目指す。</p> <p><b>【助成金のコース】</b> 人材育成支援コース</p> <p><b>【訓練の効果】</b>  電気工事の仕事では、電気工事士の資格が必要となるため、講習を受けさせることで即戦力となる人材育成に役立った。</p>
担当	神奈川助成金センター
連絡先	045-277-8801

《8》 【厚生労働省】労働移動支援助成金（再就職支援コース）

概要	事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者に対して、その再就職を実現するための支援を実施し、労働者の再就職を実現させた事業主に対して、その委託費用の一部等を助成するものです。
対象	<p>1. 再就職援助計画の対象になった労働者に対して以下のいずれか（複数を組み合わせることも可能）の措置を行う事業主</p> <p>①再就職支援 再就職支援を職業紹介事業者へ委託（委託費の一部助成）</p> <p>②休暇付与支援 求職活動のための休暇を付与（賃金の一部助成）</p> <p>③職業訓練実施支援 再就職に資する職業訓練を教育訓練施設等に委託（委託費の一部助成）</p> <p>2. 上記①～③の支援内容を明記した再就職援助計画を、支援の実施前に管轄ハローワークに提出し認定を受けている事業主</p> <p>3. 再就職援助計画の認定後に、再就職援助計画の対象となった労働者に対して上記①～③の支援を実施した事業主</p> <p>4. 支援を実施した労働者について、助成対象期限（原則、離職日の翌日から起算して6か月経過する日）までに再就職を実現させた事業主</p> <p>5. 支援を実施した労働者の再就職先の事業主と密接な関係がない事業主</p> <p>6. 人員削減を行う組織において、次の①または②に該当する事業主</p> <p>①売上高等の事業活動を示す指標が対前年比10%以上減少している（今後3年以内に対前年比10%以上減少の傾向となる見込みでも可）</p> <p>②直近の決算における経常利益が赤字である、または今後3年以内に赤字となる見込みがある</p> <p style="text-align: right;">など</p>
補助率	<p>【再就職支援の場合】 <input type="checkbox"/> 内は中小企業以外 原則 委託費用 × 1/2 <input type="checkbox"/> [1/4] （対象者の年齢などで変動あり）</p> <p>【職業訓練実施支援の場合】 委託費用 × 2/3</p>
補助上限額	<p>1年度1事業所あたり500人分が上限</p> <p>【休暇付与支援の場合】 <input type="checkbox"/> 内は中小企業以外 原則 1人あたり8,000円/日 <input type="checkbox"/> [5,000円/日] 上限180日分</p> <p>【職業訓練実施支援の場合】 上限30万円</p>
申請期間	助成対象期限の翌日から起算して2ヶ月以内
担当	神奈川助成金センター
連絡先	045-650-2868

《9》 【厚生労働省】労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）

概 要	事業規模の縮小等により離職を余儀なくされた労働者を早期に雇い入れた事業主に対して助成するものです。
対 象	<p>1. 対象となる労働者 雇い入れの直前の離職の際に「再就職援助計画」の対象となった労働者 （「再就職援助計画」の対象となった労働者には、離職の際に「再就職援助計画対象労働者証明書」が交付されていますので、その有無により対象労働者の判断が可能です。）</p> <p>2. 対象となる事業主</p> <p>①対象労働者の離職日の翌日から3か月以内に、雇用保険被保険者かつ期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主</p> <p>②当該労働者を雇入れ日から6か月を超えて引き続き雇用している事業主</p> <p>③雇入れ日の前後6ヶ月に被保険者を事業主都合で離職させていない事業主</p> <p>④対象者を直前に雇用していた事業主と密接な関係がない事業主</p> <p style="text-align: right;">など</p>
補助上限額	1年度1事業所あたり500人分が上限
補 助 率	<p>1. 通常助成 1人の雇い入れにつき30万円</p> <p>2. 優遇助成（一定の優遇条件を満たした場合） 1人の雇い入れにつき40万円</p> <p>3. 賃金上昇加算（雇い入れ前賃金比5%以上のより高い賃金で雇い入れた場合） 上記1. または2. の助成額 +20万円</p> <p>※対象者に対して一定の要件を満たした訓練を行った場合、訓練加算あり （事前に計画認定が必要）</p>
申 請 期 間	対象労働者の雇入れ日から起算して6ヶ月を経過した日の翌日から2ヶ月以内
担 当	神奈川助成金センター
連 絡 先	045-650-2868

《10》 【厚生労働省】産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

概要	<p>自社にはない実践の場における経験から新たなスキルを習得することが期待できる在籍型出向を行い、労働者のスキルアップを目的とする取り組みを支援します。</p>
対象	<p>労働者のスキルアップを目的として、出向期間が1ヶ月以上2年以内の出向実施計画に基づく在籍型出向により労働者を送り出し、復帰後に6ヶ月間の各月の賃金を5%以上上昇させた出向元事業主が負担した、出向期間中の賃金の一部</p>
補助率	<p>中小企業：2/3 大企業：1/2</p>
補助上限額	<p>支給上限額：8,355円／1人1日当たり ※毎年8月に改正されます。          （1事業所1年度あたり1,000万円まで）  <b>【支給額（参考）】</b>          以下のいずれか低い額に補助率をかけた額（最長1年まで）          ①出向労働者の出向中の賃金のうち出向元が負担する額          ②出向労働者の出向前の賃金1/2の額</p>
申請期間	<p><b>【出向実施計画】</b>          出向開始基準日の前日まで  <b>【支給申請】</b>          賃金上昇確認期間（6ヶ月間）の最後の賃金支払日の翌日から起算して2か月以内</p>
活用事例	<p>「温泉旅館業（出向元）からホテル・サービス業（出向先）への出向」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老舗旅館からの出向であるため、ホテルの従業員がそのノウハウや接客技術に触れることによって仕事に対する関心やモチベーションが向上した。</li> <li>・ 同業種で経験のある質の高い人材を即戦力として確保でき、慢性的な人手不足が解消した。</li> <li>・ 出向元・先ともに飲食で似ているところもあるが、出向先は新しくできたホテルであり、最先端の設備や料理を学ぶ良い機会となり、従業員が多様なスキルを会得することができた。</li> </ul>
担当	<p>神奈川助成金センター</p>
連絡先	<p>045-277-8815</p>



《11》 【厚生労働省】雇用調整助成金

概要	景気の変動、産業構造の変化など経済上の理由により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、休業、教育訓練、または出向によって、その雇用する労働者の雇用維持を図る事業主に対して助成するものです。
対象	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 休業等の実施前に事前に計画届を作成し提出した事業主（雇用調整を開始する概ね2週間前に提出）</li> <li>2. 雇用保険被保険者であり、休業等を行った日の属する判定基礎期間の初日の前日において同一事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月以上の労働者</li> <li>3. 実施する休業等が労使間の協定により行われるものであること</li> <li>4. 直近3ヶ月の生産指標（売上高など）が前年同期と比較して10%以上低下している事業主（起業して間もない事業主の休業など、比較可能な前年同期が無い場合は助成対象となりません）</li> <li>5. 休業等を実施する事業所における雇用保険被保険者や受け入れている派遣労働者数の直近3か月の平均値が、前年同期に比べ5%を超えかつ6名以上（中小企業事業主の場合は10%を超えかつ4名以上）増加していない事業主</li> </ol> <p style="text-align: right;">など</p>
補助率	<p>【休業・教育訓練の場合】</p> <p>休業手当等の一部助成 2/3 [中小企業以外 1/2]</p> <p>教育訓練を行った場合は、教育訓練費を1人1日あたり1,200円加算</p> <p>【出向の場合】</p> <p>出向元事業主の負担額の一部助成 2/3 [中小企業以外 1/2]</p>
補助上限額	<p>休業は判定基礎期間の初日から起算して1年間、100日を限度とします。上限額は1人1日あたり、8,355円。</p> <p>出向は3ヶ月以上1年以内の出向に限ります。出向元事業主が負担した出向前の通常賃金の1/2の額を上限とし算出します。</p>
申請期間	支給対象期間ごとに当該支給対象期間の末日の翌日から2ヶ月以内
活用事例	<p>「事業活動の縮小期に人員整理など労働者を退職させずに雇用維持を図る」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産量の変動が比較的短期間のうちに回復が見込まれたため休業を実施。助成金を利用し従業員の雇用を維持できたため、回復後は早急に生産活動の再開を行うことができた。</li> <li>・ 生産活動の縮小期を活用し教育訓練を行い、職業上の能力がプラスされることにより従業員の勤労意欲の向上が見られ事業展開にも役立てることができた。</li> </ul>
担当	神奈川助成金センター
連絡先	045-277-8815

《12》 【厚生労働省】 特定求職者雇用開発助成金

概 要	<p>高年齢者や障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者等として雇い入れる事業主に対して助成するものです。本助成金は次の5つのコースに分けられます。</p>
対 象	<p>①特定就職困難者コース（高年齢者・障害者・母子家庭の母などの就職困難者）          ②発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース（発達障害者または難病患者）          ③就職氷河期世代安定雇用実現コース（就職氷河期世代長期不安定雇用者）          ④生活保護受給者等雇用開発コース（自治体からハローワークに就労支援要請のあった者）          ⑤成長分野等人材確保・育成コース（成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する者、かつ、就労経験のない職業に就くことを希望する就職が困難な者）</p>
補助上限額	<p>①特定就職困難者コース [ ] 内は中小企業以外          ・高年齢者（60歳以上）、母子家庭の母等・・・助成対象期間1年          ・重度障害者等を除く身体・知的障害者・・・助成対象期間2年〔1年〕          ・重度障害者等・・・助成対象期間3年〔1年6ヶ月〕          ※短時間労働者は2年〔1年〕</p> <p>②発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース・・・助成対象期間2年〔1年〕          ③就職氷河期世代安定雇用実現コース・・・助成対象期間1年〔1年〕          ④生活保護受給者等雇用開発コース・・・助成対象期間1年〔1年〕          ⑤成長分野等人材確保・育成コース・・・①～④の各コースの助成対象期間に同じ</p>
補 助 率	<p>1期（6ヶ月）あたり [ ] 内は中小企業以外</p> <p>①特定就職困難者コース          ・短時間労働者以外の者・・・30万円〔25万円〕、重度障害者等は40万円〔33万円等〕          ・短時間労働者・・・20万円〔15万円〕</p> <p>②発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース          ・短時間労働者以外の者・・・30万円〔25万円〕          ・短時間労働者・・・20万円〔15万円〕</p> <p>③就職氷河期世代安定雇用実現コース          ・30万円〔25万円〕</p> <p>④生活保護受給者等雇用開発コース          ・短時間労働者以外の者・・・30万円〔25万円〕          ・短時間労働者・・・20万円〔15万円〕</p> <p>⑤の成長分野等人材確保・育成コースは①～④の各コースの支給対象となった場合で、かつ、デジタル、DX化やグリーン、カーボンニュートラル化に資する業務に従事する場合や、人材開発支援助成金を活用した訓練を実施し、対象労働者の賃金を5%以上引き上げた場合など、各要件を満たした場合に上乗せ支給となるものです。詳細は別添パンフレットをご確認ください。</p>
申請期間	<p>支給対象期間ごとに当該支給対象期間の末日の翌日から2ヶ月以内</p>
活用事例 ※詳細は P30 をご参照く ださい	<p><b>事例1 「特開金を活用し、システムエンジニアである精神障害者を採用」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>採用者の技術を生かした、新しい分野の仕事を受注することに成功。</li> <li>採用者を中心としたエンジニアの勉強会を開催、開発技術の向上を実現することができた。</li> <li>特開金を活用した採用により、会社全体として利益の向上につながった。</li> </ul> <p><b>事例2 「特開金を活用し、清掃作業する障害者の指導者として高齢者を採用」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経験豊かな高齢者の指導により、落ち着いて作業を進められるような環境作りに成功。</li> <li>環境が良くなったことで、仕事を休む者が少なくなり作業効率の向上に繋がった。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業効率の向上により、より多くの現場の清掃を行うことができるようになり、新規の顧客獲得を実現することができた。</li> </ul> <p><b>事例3 「特開金を活用し、事務補助として母子家庭の母を採用」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母としての経験を生かしたきめ細やかな対応で、顧客からの信頼を深めることに成功。</li> <li>早期に仕事の内容を習得したため作業効率が上がり、他の従業員の負担を減らすことができた。</li> <li>作業効率が上がったことで労働時間が短縮、残業時間も少なくなり、事務所の負担が減少した。</li> </ul>
担 当	神奈川助成金センター
連 絡 先	045-650-2868

《13》 【神奈川県】 令和5年度神奈川県ビジネスモデル転換事業費補助金

概要	<p>電気やガス等エネルギー価格や原材料価格の高騰等により、事業に影響を受けている中小企業者等が、脱炭素や適正な取引関係の構築などの取組を通じて、賃上げを含む新たな付加価値の創造を実現するため、県内の事業所で実施する既存事業から新事業（新商品や新サービス、新たな生産方式）へのビジネスモデルの転換に要する経費を補助する。</p>				
対象	<p>《補助制度の概要》</p> <table border="1" data-bbox="438 387 1329 629"> <thead> <tr> <th data-bbox="438 387 887 439">補助事業の内容</th> <th data-bbox="887 387 1329 439">取組事例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="438 439 887 629">新たな商品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供、商品の新たな生産方式又は販売方式を導入する事業</td> <td data-bbox="887 439 1329 629">自動車部品製造業を行っていたが、福祉介護用品製造に参入するための製造設備の導入 など</td> </tr> </tbody> </table> <p>※同一事業内容で他の補助金の交付を受ける場合、本補助金の交付を受ける事はできません。</p> <p>《補助対象者》          県内中小企業者等</p> <p>※下記に該当する事業者等は申請できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「令和2年度神奈川県中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金」又は「令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金」のうち「ビジネスモデル転換事業」で補助金の交付（支払い）を受けた事業者。</li> <li>・「令和4年度神奈川県ビジネスモデル転換事業費補助金」で補助金の交付決定を受けた事業者（廃止事業者は除く）。</li> </ul> <p>その他、詳細は公募要領をご確認ください。</p>	補助事業の内容	取組事例	新たな商品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供、商品の新たな生産方式又は販売方式を導入する事業	自動車部品製造業を行っていたが、福祉介護用品製造に参入するための製造設備の導入 など
補助事業の内容	取組事例				
新たな商品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供、商品の新たな生産方式又は販売方式を導入する事業	自動車部品製造業を行っていたが、福祉介護用品製造に参入するための製造設備の導入 など				
補助上限額	3,000万円 ※補助対象経費（税抜）100万円以上が対象				
補助率	補助対象経費の3/4以内				
申請期間	<p>補助金の申請等</p> <p>(1)公募期間 令和5年4月1日から5月31日まで                  ※先着順ではありません。</p> <p>(2)事業実施期間 交付決定日から令和6年2月29日まで</p>				
詳細	P34をご参照ください				
担当	神奈川県ビジネスモデル転換補助金班				
連絡先	<p>070-1187-0338、070-1187-0348、070-1187-0435、070-1187-0382、070-1187-0464</p> <p>受付時間 9:00~12:00 13:00~17:00（土日祝日除く）</p> <p><a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/r5_tenkan.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/r5_tenkan.html</a></p>				

《14》 【横浜市】グリーンリカバリー設備投資助成金

概 要	<p>IDEC 横浜の専門家訪問による「省エネアドバイス」を実施するとともに、中小企業が省エネルギー化に資する設備を導入する際にかかる経費の一部を補助します。</p>
対 象	<p>《対象》            空調設備、ボイラー・給湯設備、冷凍冷蔵設備、変圧器、産業用モーター、LED照明、コージェネレーションシステム、高断熱窓、生産設備など事業に必要な設備（条件あり）</p> <p>《要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横浜市内に事業所がある中小企業または個人事業主であること（みなし大企業ではないこと）</li> <li>・ 創業から12月を経過していること</li> <li>・ 導入する拠点が横浜市内であること</li> <li>・ IDEC 横浜等が実施する省エネアドバイス等を受診し、アドバイス等に基づく設備投資であること</li> </ul>
助成上限額	<p>上限額：200万円・下限額：25万円</p>
助 成 率	<p>1/2</p>
申 請 期 間	<p>&lt;省エネアドバイス申込期間&gt; 令和5年4月24日から7月31日まで            &lt;助成金申請受付期間&gt; 令和5年5月10日から9月29日まで</p>
担 当	<p>横浜市経済局ものづくり支援課</p>
連 絡 先	<p>045-671-3489            ke-yici@city.yokohama.jp</p>

《15》 【横浜市】 中小企業デジタル化推進支援補助金

概 要	中小企業が生産性向上のために行うデジタル化に係る費用の1/2（最大100万円）を補助します。
対 象	<p>《対象経費》</p> <p>ソフトウェアの導入費用、クラウド費、IT・IoT機器（各種センサー類、タブレット、サーバー等）、外注費・委託費、専門家経費、リース料</p> <p>※汎用性の高いもの等については条件があります</p> <p>《要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ デジタル化によって生産性向上が見込まれること</li> <li>・ 横浜市内に事業所がある中小企業または個人事業主であること（みなし大企業を除く）</li> <li>・ 導入する拠点が横浜市内であること</li> <li>・ 創業から12月を経過していること</li> <li>・ 申請前に IDEC 横浜による「中小企業デジタル化相談」を受けていること</li> </ul>
補助上限額	上限額：100万円・下限額：30万円
補 助 率	1/2
申 請 期 間	令和5年5月10日から10月31日まで ※上記期間中であっても、予算に達し次第募集を終了します。
担 当	横浜市経済局ものづくり支援課
連 絡 先	045-671-3490 ke-iot@city.yokohama.jp

《16》 【横浜市】小規模事業者設備投資助成金

概 要	小規模事業者（個人事業主を含む）が生産性向上のために、新たな設備などを導入する費用の1/2（最大10万円）を助成します。
対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模事業者（常時使用する従業員の数が製造業、建設業、運輸業またはその他の業種の場合は20人（卸売業、サービス業または小売業については、5人）以下の事業者）であること（個人事業主を含む）</li> <li>・ 創業から12月を経過していること</li> <li>・ 事業所・営業所等が横浜市内にあること</li> <li>・ 申請は一年につき一者一回まで</li> </ul>
補助上限額	上限10万円
補 助 率	1/2
申 請 期 間	令和5年6月1日から9月29日まで
担 当	横浜市経済局ものづくり支援課
連 絡 先	045-671-3489 ke-shokibo@city.yokohama.jp

《17》 【横浜市】企業立地促進条例による支援制度（立地促進）

概要	企業立地の促進を図り、横浜市経済の活性化に寄与することを目的に、市内での再投資や市内へ新規進出する事業者を助成金等により支援します。
申請期間	随時
詳細	<a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/yuchi/support/seido/">https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/yuchi/support/seido/</a>
担当	横浜市経済局企業誘致・立地課
連絡先	045-671-2594 ke-yuchi.jp@city.yokohama.jp
固定資産を取得する場合	
対象	<p>《対象地域》 市内の13の特定地域等 ※特定地域外でも一定の要件を満たせば対象</p> <p>《対象事業》 事業所等を建設・取得する事業</p> <p>《対象要件》 土地、建物、設備の取得に要する費用（投下資本額） 中小企業1億円、大企業50又は70億円以上</p>
補助上限額	上限最大50億円 ※助成金の支払いは10年間の分割で支給
補助率	投下資本額×8%又は10%
テナントとして本社等を設置する場合	
対象	<p>《対象地域》 市内の7の特定地域</p> <p>《対象事業》 事業所を賃借して本社等を設置する事業</p> <p>《対象要件》 増加する従業員者数50人以上</p>
補助上限額	上限1億円／年（3年又は5年間）※法人市民税の軽減（助成金ではない）
補助率	新たに設置した本社等に係る法人市民税法人税割額（軽減措置）



《18》 【川崎市】働き方改革・生産性向上推進事業補助金

概要	市内中小事業者等の競争力や生産性を高め、自立的かつ持続的な成長を促進することで、市内経済の活性化を図ることを目的とし、働き方改革・生産性向上に係る取組を支援します。
対象	川崎市内に事業所を有して、1年以上事業を営む中小企業等（①～④共通） ①ソフトウェアの導入や、IoT・キャッシュレス端末等のICT機器導入による働き方改革・生産性向上に関する取組（デジタル化推進支援） ②製造・生産設備導入等による働き方改革・生産性向上に関する取組（先端設備等実践導入支援） ③生産性向上に向けたデジタル技術導入とともに、導入後、当該デジタル技術を活用する人材の育成を一体的に行う取組（デジタル化推進・人材育成支援） ④生産性向上に向けた経営課題の解決を図る人材の育成を行う取組（中核人材育成支援）
補助上限額	①50万円（デジタル化推進支援） ②100万円（先端設備等実践導入支援） ③150万円（デジタル化推進・人材育成支援） ④50万円（中核人材育成支援）
補助率	①1/2以下（デジタル化推進支援） ②1/2以下（先端設備等実践導入支援） ③2/3以下（デジタル化推進・人材育成支援） ④1/2以下（中核人材育成支援）
申請期間	令和5年5月中旬から（予定）
活用事例	<p><b>事例1 大城興業株式会社（運輸業）</b>          「全トラックのドラレコ、GPSの位置情報をクラウド上でリアルタイムに把握」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全てのドライバーの位置及び運行情報が把握できるシステムを導入し、どのドライバーが突発的な配送に適任か、最適なルートはどこかといった判断をリアルタイムで把握</li> <li>新たに導入したドラレコには運行支援サービスとして速度超過時の警告機能がついており、ドライバーの安全とエコドライブの意識向上を実現</li> </ul> <p><b>事例2 株式会社成光工業（製造業）</b>          「セルロースナノファイバーの試作開発のための混合機（スーパーミキサー）導入」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>試作開発において、外注先への発注に時間を要することがあったため、使用頻度の高い混合機を導入し、外注していた作業を内製化</li> <li>導入により連続した工程を社内で行うことができるようになり開発スピードが向上</li> <li>開発スピードが向上し、時間が削減できたことで、よりクリエイティブな作業に従事する時間を確保することができ、社員のモチベーションも向上</li> </ul>
担当	川崎市経済労働局労働雇用部
連絡先	044-200-1732 28roudou@city.kawasaki.jp

# 人材開発支援助成金に 事業展開等リスキリング支援コース を創設しました

**人材開発支援助成金「事業展開等リスキリング支援コース」**は、企業の持続的発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化等を図るため、

- ① 既存事業にとらわれず、新規事業の立ち上げ等の**事業展開**に伴う人材育成
- ② 業務の効率化や脱炭素化などに取り組むため、**デジタル・グリーン化**に対応した人材の育成

に取り組む事業主を対象に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度です。

助成率・助成額などは  
裏面をご覧ください→

## ▶ 「事業展開」とは、例えば…

新たな製品を製造したり、新たな商品やサービスを提供すること等により、新たな分野に進出すること。このほか、事業や業種の転換や、既存事業の中で製品の製造方法、商品やサービスの提供方法を変更する場合も事業展開にあたる。

- 例：・新商品や新サービスの開発、製造、提供又は販売を開始する  
・日本料理店が、フランス料理店を新たに開業する  
・繊維業を営む事業主が、医療機器の製造等、医療分野の事業を新たに開始する  
・料理教室を経営していたが、オンラインサービスを新たに開始する 等

## ▶ 「デジタル・DX化」とは、例えば…

デジタル技術を活用して、業務の効率化を図ることや、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革する等し、競争上の優位性を確立すること。

- 例：・ITツールの活用や電子契約システムを導入し、社内のペーパーレス化を進めた  
・アプリを開発し、顧客が待ち時間を見えるようにした  
・顔認証やQRコード等によるチェックインサービスを導入し手続きを簡略化した 等

## ▶ 「グリーン・カーボンニュートラル化」とは、例えば…

徹底した省エネ、再生可能エネルギーの活用等により、CO2等の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

- 例：・農薬の散布にトラクターを使用していたが、ドローンを導入した  
・風力発電機や太陽光パネルを導入した 等

人材開発支援助成金

検索

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)



## 支給対象訓練

- ① 助成対象とならない時間を除いた訓練時間数が**10時間以上**であること
- ② **OFF-JT**（企業の事業活動と区別して行われる訓練）であること
- ③ **職務に関連した訓練であって以下のいずれかに該当する訓練であること**

- i 企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練
- ii 事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練

注：本コースでは、事業展開などの内容を記載した「**事業展開等実施計画**」（様式第2号）を訓練実施計画届と併せて提出する必要がありますので、取り組み内容を整理し、具体的な記載ができるよう、事前に準備をお願いします。

注：「**事業展開**」は、訓練開始日から起算して、**3年以内に実施する予定のもの**または**6か月以内に実施したもの**である必要があります。

## 助成率・助成額

### ① 助成率・助成限度額

経費助成率		賃金助成額（1人1時間）		1事業所1年度あたりの助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	
75%	60%	960円	480円	1億円

### ② 受講者1人あたりの経費助成限度額

10h以上100h未満		100h以上200h未満		200h以上	
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
30万円	20万円	40万円	25万円	50万円	30万円

本助成金では、助成金を活用する上で、支給対象事業主の要件などを設定しています。また、本助成金を活用して人材育成を行う場合は、訓練開始日から起算して1か月前までに、事業所所在地を管轄する都道府県労働局に計画届を提出する必要がありますので、ご不明な点がございましたら、最寄りの都道府県労働局の助成金申請窓口にお問い合わせください。

### 申請手続き等に関する問い合わせ先

■各都道府県労働局の助成金申請窓口

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>



# 人材開発支援助成金 (人への投資促進コース)のご案内

## 人材開発支援助成金の制度概要

▶ 詳細はP29へ

事業主等が雇用する労働者に対して、事前に作成した計画に沿って職務に関連した訓練を実施する場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。助成金が支給されるまでの主な流れは以下のとおりです。



## 人への投資促進コース

▶ 詳細はP27～28へ

企業における労働者の人材育成を強力に支援するため、国民の皆さまからのご提案をもとに、令和4～8年度の期間限定助成として「人への投資促進コース」による助成を行っています。「人への投資促進コース」には、以下の5つのメニューがあります。

### 定額制訓練

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練の実施

### 高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材等の育成のための訓練の実施

### 情報技術分野認定実習 併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のための訓練の実施

### 自発的職業能力 開発訓練

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担

### 長期教育訓練 休暇等制度

働きながら訓練を受講するための休暇制度等を導入

## 各訓練メニューの助成率と助成額

### 定額制訓練

### 定額受け放題

従業員の方がサブスクリプション型の研修サービスを利用した場合に助成します。

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
サブスクリプション型の研修サービス	<b>60%</b>	<b>45%</b>	-	
	(+15%)			

### 高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

### 資格取得費用も対象

DX推進や成長分野などでのイノベーションを推進する高度人材を育成する場合に助成します。

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
ITSS (ITスキル標準) レベル4・3となる訓練等	<b>75%</b>	<b>60%</b>	<b>960円</b>	<b>480円</b>
海外も含む大学院での訓練	<b>75%</b>		国内大学院の場合 <b>960円</b>	

### 自発的職業能力開発訓練

### 自発的な学びを支援

対象の訓練	経費助成率	賃金助成額
労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担した訓練	<b>45%</b>	-
	(+15%)	

### 情報技術分野認定実習併用職業訓練

### 資格取得費用も対象

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
IT分野未経験者（正規雇用労働者）の即戦力化のための訓練（OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練）	<b>60%</b>	<b>45%</b>	<b>760円</b>	<b>380円</b>
	(+15%)		(+200円)	(+100円)
	OJT実施助成額			
	中小企業		大企業	
	<b>20万円</b>	<b>11万円</b>		
	(+5万円)		(+3万円)	

### 長期教育訓練休暇等制度

### 導入済み企業も対象

教育訓練休暇や教育訓練短時間勤務制度を導入し、労働者の自発的な職業能力開発を促進した場合に助成します。賃金助成に人数制限はありません。

対象の訓練	経費助成額	賃金助成額
長期教育訓練休暇制度（30日以上連続休暇取得）	<b>20万円</b>	<b>1人1日当たり 6,000円</b> (※有給休暇の場合)
	(+4万円)	(+1,200円)
所定労働時間の短縮と所定外労働時間の免除制度	<b>20万円</b>	-
	(+4万円)	

- ・（ ）内の助成率（額）は、賃金要件・資格等手当要件を満たした場合の率（額）です。
- ・賃金助成額は、**1人1時間当たりの額**です。OJT実施助成額は、**1人1訓練当たりの額（定額）**です。

# 人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の活用例

## 定額制訓練

社内の生産工程のDX化を一層推進するため、令和4年10月～令和6年9月の2年間で集中的に人材育成を行うという経営・人事戦略を立てた。この戦略に基づき、社員の職種や階層ごとに身につけてほしいITスキルを、社員本人のレベルも加味しながら、体系立った育成を行うため、社内研修として、定額受け放題のeラーニングを導入した。導入により、多様な学習スタイルや研修時間の効率化を実現し、効果的に社員のスキルアップを行うことができた。

**年間利用料：200万円 経費助成：60（45）% ⇒ 120（90）万円の助成** ※括弧書きは大企業の場合

## 高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

システム開発や運用保守を行うことができる人材を育成するため、社員に情報処理安全確保支援士（ITSSレベル4）や応用情報技術者（ITSSレベル3）の講座を受講させ、資格試験費用も助成対象になるため自社で負担した。その後、無事試験に合格し、技術・管理の両面から有効な対策を助言・提案して経営層を支援するセキュリティコンサルタントやシステム開発部門のリーダーとして活躍している。

自社専用の学習カリキュラムの開発を地元の大学に委託して訓練を実施。業務効率化に向けて社内のデジタル化を図るため、自社で培ったノウハウを基に、本当に必要なデジタル技術を社内に実装したいと考えた。そのためには、自社のサービスやシステムを熟知している自社の社員をリスキリングする必要があった。オーダーメイド型訓練の開発・設定費用も助成対象になるため、この制度を活用して実施した。現在、事業部門内にて、業務改善システムの開発に取り組んでいる。（※高度デジタル人材訓練限定）

## 自発的職業能力開発訓練

社員が自ら業務を見直し、デジタル関係のスキルを身につけたいと考えたが、費用がネックになっているという相談があった。会社としては、社員が自発的に資格取得することの後押しをすることにより、社内の生産性の向上が期待できると考え、自発的な職務に関する学び・学び直しに対して、費用の一部を負担した。

## 限度額など

### ● 1事業所1年度あたり

人への投資促進コース (成長分野等人材訓練除く)	成長分野等人材訓練
2,500万円	1,000万円
※うち自発的職業能力開発訓練は300万円まで	

### ● 受講者1人あたり

訓練メニュー	経費助成				賃金助成	受講回数 (1年度あたり)
	※実訓練時間数に応じて		大学			
	中小企業	大企業	中小企業	大企業		
定額制訓練	-		-		-	-
高度デジタル人材訓練	30~50万円	20~30万円	150万円	100万円	-	原則1,200時間 大学院、大学、 専門実践教育訓練は 1,600時間
成長分野等人材訓練	-		-		国内150万円 <海外500万円>	3回まで
自発的職業能力開発訓練	7~20万円		60万円		国内60万円 <海外200万円>	3回まで
情報技術分野認定実習 併用職業訓練	15~50万円	10~30万円	-	-	-	1,200時間 1回まで
長期教育訓練休暇等制度	-				最大150日 ※有給の長期休暇のみ	-

※「定額制訓練」は、受講者1人当たりの経費助成の限度額の設定なし。

※ 実訓練時間数が100時間未満/100~200時間未満/200時間以上によって変動。

※「長期教育訓練休暇等制度」は、経費助成を1事業主1回まで（定額）。賃金助成の人数は制限なし。



## 助成金受給までの流れと申請に必要な書類

### Step 0

職業能力開発推進者の選任、事業内職業能力開発計画の策定・周知

### Step 1 計画提出

- 事業内職業能力開発計画に基づき、**職業訓練実施計画を作成する**
- 作成した計画を**訓練開始日の1か月前まで**(※)に管轄労働局に**提出する**  
 ※ 定額制訓練の場合は、原則、定額制サービスの契約期間の初日から起算して1か月前まで

#### 主な提出書類

所定の様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職業訓練実施計画届</li> <li>・ 訓練別の対象者一覧</li> </ul>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練内容を確認できるカリキュラム</li> <li>・ 訓練期間中の労働条件がわかるもの (雇用契約書の写しなど)</li> </ul>

### Step 2 訓練実施

- 「**職業訓練実施計画**」に基づき訓練を実施する

### Step 3 支給申請

- 訓練修了日の翌日から**2か月以内**に、必要書類を管轄労働局に**提出する**
- 支給申請までに、訓練にかかった経費全額を支払う

#### 主な提出書類

所定の様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令違反等がないか確認する書類</li> <li>・ 支給申請書</li> <li>・ 助成額を算定した書類</li> <li>・ OFF-JT実施状況報告書</li> </ul>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出勤簿、タイムカード、賃金台帳の写しなど</li> <li>・ 事業主が訓練費用を負担したことを確認できる振込通知書など</li> <li>・ 訓練に使用した教材の目次等の写し</li> <li>・ 受講を修了したことを証明する書類(修了証など)</li> </ul>

※ **長期教育訓練休暇等制度** は、申請手続きや提出書類が一部異なりますのでご注意ください。

### 申請手続き等に関する問い合わせ先

#### ■ 各都道府県労働局の助成金申請窓口

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>



#### ■ (URL) 人材開発支援助成金

手続きに必要な書類は、以下のリンク先から各コースの最新版パンフレットをご確認ください。申請書類の様式も以下のリンク先に掲載しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)



特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）拡充のお知らせ  
**就職が困難な方を採用し、人材育成を行い、賃金を引き上げることで助成金の額が通常より上がります**

就職が困難な方（未経験職種への就職を希望する方）を「採用」し「訓練」を行い「賃金引上げ」を実現すると以下の助成が受けられます。  
 （「訓練」や「賃金引上げ」が行われない場合は、通常のコースの助成金が支給されます）

通常の1.5倍

特定求職者雇用開発助成金（採用の助成金）

人材開発支援助成金（訓練の助成金）



※短時間労働者以外の場合の助成額



- ・特定求職者雇用開発助成金を利用する場合、「賃金助成額」は支給されず、「経費助成」のみ支給されます。
- ・訓練の内容や対象者の違いにより助成率が異なります。

助成開始対象

令和4年12月2日以降の採用

まずは求人提出が必要です。詳細は管轄のハローワークへお問い合わせください

助成額 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）

採用する労働者	合計助成額	支払い方法
母子家庭の母 高齢者（60歳以上） 生活保護受給者等 など	<b>90万円（75万円）</b> 短時間：60万円（45万円）	<b>45万円（37.5万円）×2期</b> 短時間：30万円(22.5万円)×2期
就職氷河期世代不安定雇用者	<b>90万円（75万円）</b>	<b>45万円（37.5万円）×2期</b>
身体・知的障害者 発達障害者、難治性疾患患者	<b>180万円（75万円）</b> 短時間：120万円（45万円）	<b>45万円×4期（37.5万円×2期）</b> 短時間：30万円×4期(22.5万円×2期)
重度障害者、45歳以上の障害者、 精神障害者	<b>360万円（150万円）</b> 短時間：120万円（45万円）	<b>60万円×6期（50万円×3期）</b> 短時間：30万円×4期(22.5万円×2期)

※( )内は大企業に対する支給額

- ・半年ごとに助成金を支給します。「2期」の支払い方法の場合、採用から半年後(1期)、1年後(2期)に2回支給するイメージです。
- ・「短時間」労働者は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者のことをいいます。
- ・所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合には、支給額が減額されることがあります。



# 対象労働者の支給要件

## 就職が困難な方

通常のコース名	対象労働者種別
特定就職困難者コース	・60歳以上の方 ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・母子家庭の母等 ・父子家庭の父 ・ウクライナ避難民 など
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	・発達障害者 ・難治性疾患患者
就職氷河期世代安定雇用実現コース	・就職氷河期世代で不安定な雇用を繰り返す者
生活保護受給者等雇用開発コース	・生活保護受給者 ・生活困窮者

・採用日時点の満年齢が「65歳未満」の方のみ対象となります（ただし、「高齢者（60歳以上）」は65歳以上の方も助成対象となります。また「就職氷河期世代不安定雇用者」は、1968年4月2日から1988年4月1日生まれの方が助成対象です。）

## 採用の雇用形態

正規雇用、無期雇用、有期雇用（自動更新※）として採用する方が対象です

※ 「対象労働者が望む限り更新できる契約」の場合のみ助成対象となります。勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は助成対象となりません。

※ 「就職氷河期世代安定雇用実現コース」は、正規雇用の場合のみ助成対象となります。

## これまでの職歴

未経験職種に就職する方が対象です

- ・求人内容と職業相談の内容を踏まえて、ハローワークなどから「未経験職種への就職を希望する方」として職業紹介をします。原則は、それをもって対象者の要件に該当するものとなります。なお、ハローワークでは、求人票の職業分類番号に該当する職種の経験がない場合を未経験職種と扱います。
- ・経験1年未満の職種も、未経験職種として取り扱います。

# 訓練と賃金引き上げの支給要件

## 対象となる訓練

次のいずれかの人材開発支援助成金を活用した訓練が対象です。

成長分野等人材確保・育成コースの最後の支給対象期の末日までに訓練を開始することが必要です。



[人材開発支援助成金](#)

### ① 1コースの実訓練時間数等が50時間以上※の訓練

※ eラーニング・通信制による訓練の場合は、標準学習時間が50時間以上または標準学習期間が3月以上

### ② ①以外（50時間未満）の次の訓練

- ・人材育成支援コース（有期実習型訓練）
- ・人への投資促進コース（高度デジタル人材等訓練）
- ・事業展開等リスキリング支援コース
- ・特定訓練コース（労働生産性向上訓練、熟練技能育成・承継訓練）
- ・特別育成訓練コース（中長期的キャリア形成訓練、有期実習型訓練）

## 賃金引き上げの要件

「賃金引き上げ計画」の計画期間（最大3年）内に、採用時（試用期間がある場合は本採用時）の「毎月決まって支払われる賃金※」が5%以上引き上がっていることが必要です。

※ 年間賞与や超過労働給与額（時間外手当など）、職務非関連の賃金（住宅手当、家族手当、通勤手当など）を除いた賃金

- ・採用日から3年経過した日に、「天災その他のやむを得ない理由」や「対象労働者の本人の責めに帰すべき理由」などにより、5%以上の引き上げを行われていない場合においても、助成対象となることがあります。
- ・職務内容などが同一の労働者と比べ、合理的な理由がなく、採用時の賃金を下げている場合などは、助成金が払われないことがあります。
- ・賃金引き上げが、主に最低賃金の改定などを契機に行われるものである場合は、要件を満たしません。

# 支給申請の流れ

## 支給申請の流れ（基本的な流れ）

第2～6期支給申請も同様の手続きが必要です

### 1 ハローワーク等からの職業紹介

1. ハローワーク、地方運輸局、適正な運用が望める特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者または無料船員職業紹介事業者の職業紹介で採用した場合のみ、助成金の対象となります。

### 2 対象者の採用

### 3 賃金引上げ計画書の作成

3. 「毎月決まって支払われる賃金」を5%以上引き上げるための計画の作成が必要です（提出は「7」の第1期支給申請書の提出時）

### 4 人材開発支援助成金の計画届の提出

4. 原則、訓練開始日から起算して**1か月前までに**「訓練実施計画届」などの都道府県労働局への提出が必要です

### 5 訓練実施

6. 原則、訓練終了日の翌日から起算して**2か月以内に**「支給申請書」（人材開発支援助成金）の都道府県労働局への提出が必要です

### 6 人材開発支援助成金の支給申請・決定

7. ・ 各支給対象期（賃金締め切り日等の翌日から6か月間）の末日の翌日から**2か月以内に支給申請書の提出**が必要です。  
・ **第1期支給申請書提出時に「賃金引上げ計画書」の提出**が必要です。  
・ 「人材開発支援助成金の支給決定通知書または支給申請書」と「賃金引上げ報告書」を提出した後に、高額助成されます（下記Q&Aもご覧ください）

### 7 支給申請・審査・決定

特定求職者雇用開発助成金の流れ

人材開発支援助成金の流れ

#### 【注意事項】

成長分野等人材確保・育成コースの助成金を受給するためには、**第1期支給申請書の提出時に**「賃金引上げ計画書」（上記3）を提出することが必須です。提出を忘れないようご注意ください。

## Q

訓練の終了日や「賃金引上げ計画」の期間終了日が、特定求職者雇用開発助成金の支給申請期間を超えてしまいます。特定求職者雇用開発助成金は、どのように申請をすればいいですか。

## A

上記の場合、特定求職者雇用開発助成金の支給申請期限※内に、次の書類**以外**を提出してください。

※各支給対象期（賃金締め切り日等の翌日から6か月間）の末日の翌日から2か月以内

- ① 人材開発支援助成金の支給決定通知書（または支給申請書）
- ② 賃金引上げ報告書

その後、訓練実施と賃金引上げの対応が終わったタイミングで、①と②の書類を追加で提出してください。なお、「最終の支給対象期の申請期限」「人材開発支援助成金の支給決定日」または「賃金引上げ計画期間の終了日」の遅い日から起算して2か月以内に対応してください。

①と②の提出時期によっては、助成金を2回に分けて支給することがあります。詳しくは、下記「支給方法のイメージ」をご覧ください。

【例】母子家庭の母を採用した場合、合計90万円の助成がされますが、通常コース（特定就職困難者コース）の60万円をまず支給し、高額助成分の30万円を後日支給することがあります。



申請書類



人材開発支援助成金の申請上の注意事項



支給方法のイメージ

# Q

人材開発支援助成金は、訓練経費に対する助成（経費助成）と、訓練期間中の労働者の賃金に対する助成（賃金助成）があります。いずれも支給されますか。

# A

特定求職者雇用開発助成金と、人材開発支援助成金の賃金助成額は、同一の労働者に対するものは、**いずれか一方の額のみ支給**されます。

特定求職者雇用開発助成金の受給を希望する場合は、**人材開発支援助成金の支給申請時にあらかじめ「特開金（成長コース）（対象者：●●）」と記載する必要があります**。「人材開発支援助成金の申請上の注意事項」（前のページのQRコード参照）のリーフレットもご覧ください。

なお、賃金助成額は、訓練1時間当たり**最大960円**の助成額ですので、90万円（短時間60万円）の助成額の方（母子家庭の母など）は、**468時間以下（短時間312時間以下）の訓練時間**であれば、**特定求職者雇用開発助成金の助成額の方が高くなります**。詳しくは、下記早見表をご覧ください。

## 【早見表】

- 下表は、**第1期支給対象期**（採用日等から6ヶ月以内）に**訓練を実施・終了した場合**※において、成長分野等人材確保・育成コースの助成額と人材開発支援助成金の賃金助成額を比較したものになります。  
※ これ以外の時期に訓練を実施・終了する場合には下表とは異なる取扱となります。労働局にお問い合わせください。
- 下表に記載のある「**訓練時間**」以下の場合には、人材開発支援助成金※（賃金助成額）より、成長分野等人材確保・育成コースの助成額が高くなります。  
※ **建設労働者技能実習コース**の場合は、訓練時間数にかかわらず、**成長分野等人材確保・育成コースの助成額が高くなります**。

		人材開発支援助成金 賃金助成額（訓練1時間当たり）					
		380円	475円	480円	600円	760円	960円
成長分野等 人材確保・ 育成 コースの 合計助成額	45万円	592時間	473時間	468時間	375時間	296時間	234時間
	60万円	789時間	631時間	625時間	500時間	394時間	312時間
	75万円	986時間	789時間	781時間	625時間	493時間	390時間
	90万円	1,184時間	947時間	937時間	750時間	592時間	468時間
	120万円	789時間	631時間	625時間	500時間	394時間	312時間
	150万円	1,315時間	1,052時間	1,041時間	833時間	657時間	520時間
	180万円	1,184時間	947時間	937時間	750時間	592時間	468時間
	360万円	1,578時間	1,263時間	1,250時間	1,000時間	789時間	625時間

※合計助成額の詳細はP1に掲載

## そのほかの主な支給要件

### 事業主に関する要件

- 雇用保険の適用事業主であること
- 対象労働者の賃金を支払っていること
- 労働保険料を滞納していないこと
- 採用日前後6か月間に事業主都合による解雇※をしていないこと ※勤奨退職を含みます
- 採用日前後6か月間に、倒産や解雇など特定受給資格者となる理由で離職した被保険者の数が、対象労働者の採用日における被保険者の6%を超えている場合（特定受給資格者となる離職者が3人以下の場合を除く）

### 対象労働者に関する要件

- ハローワークなどの職業紹介以前に雇入れに向けた選考を開始していた者でないこと
- 職業紹介時点で、在職している者でないこと  
※就職氷河期世代などの場合を除きます。
- 採用した事業所と関係のあった者でないこと  
※過去3年間に事業所で就労させたことがある場合  
※事業主と3親等以内の親族である場合 など
- 助成金の対象期間の途中などにおいて、離職した労働者でないこと  
※労働者の責めに帰すべき理由による解雇などは除きます。
- 性風俗関連営業などを行っており、接待業務などに従事する労働者でないこと

## ご注意ください

- 上記以外にも、支給要件があります。詳細は、<https://www.mhlw.go.jp/content/000923200.pdf>をご覧ください。
- 他の助成金の支給を受けている場合は、支給対象とならない場合があります。
- 国、地方公共団体、行政執行法人など（これらの機関からの委託事業を実施している事業主で、対象労働者が当該委託事業に従事する場合を含む）の機関は支給対象とならない場合があります。
- この助成金を受給した事業主は、国の会計検査の対象になることがあり、検査の対象となった場合は、ご協力ください。また、関係書類は、支給決定がされた時から5年間整理保存してください。
- 偽りその他不正な行為によって助成金の支給を受け、または受けようとした場合は、不支給決定または支給決定の取り消しを行います。この場合、すでに支給された助成金は全額を返還するとともに、不支給決定または支給決定の取り消しを受けた日以後5年間は各種助成金の支給を受けることができません。さらに、特に悪質なものについては、原則公表となるほか、詐欺罪などにより刑罰に処される場合があります。

## 神奈川県

# 令和5年度神奈川県ビジネスモデル転換事業費補助金

### 1 事業の内容

電気やガス等エネルギー価格や原材料価格の高騰等により、事業に影響を受けている中小企業者等が、脱炭素や適正な取引関係の構築などの取組を通じて、賃上げを含む新たな付加価値の創造を実現するため、県内の事業所で実施する既存事業から新事業（新たな商品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供、商品の新たな生産方式又は販売方式の導入）への転換に要する費用の一部を補助する「令和5年度神奈川県ビジネスモデル転換事業費補助金」の公募を開始します。

公募期間	申請方法
令和5年4月1日（土）～令和5年5月31日（水）	郵送のみ（5月31日（水）消印有効）

※5月31日（消印有効）までに郵送された申請は全て受け付け、審査を行います（先着順ではありません）。  
※補助金の交付決定日から令和6年2月29日（木）までに実施した事業が補助の対象となります。

### 2 補助制度の概要

補助事業の内容	取組事例	補助率	補助上限額
新たな商品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供、商品の新たな生産方式又は販売方式を導入する事業	自動車部品製造業を行っていたが、福祉介護用品製造に参入するための製造設備の導入など	補助対象経費の3/4以内	3,000万円 ※補助対象経費（税抜） 100万円以上が対象

※同一事業内容で他の補助金の交付を受ける場合、本補助金の交付を受ける事はできません。

### 3 補助対象者

県内の事業所で補助事業を実施する中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人。

※下記に該当する事業者は申請できません。詳しくは公募要領をご確認ください。

- ・「令和2年度神奈川県中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金」又は「令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金」のうち「ビジネスモデル転換事業」で補助金の交付（支払い）を受けた事業者。
- ・「令和4年度神奈川県ビジネスモデル転換事業費補助金」で補助金の交付決定を受けた事業者（廃止事業者は除く。）。

### 4 補助対象経費

費目	必須	任意	補助対象経費の上限額※
①機械装置等費	◎		なし
②施設工事費	◎		なし
③ITサービス導入費		○	30万円
④広告宣伝費		○	10万円

※上限額は、「補助金交付申請額」ではなく、「補助対象経費（税抜）」の上限額です。

補助の対象となる事業は、交付決定日から令和6年2月29日(木)までに実施した事業です。

交付決定日以降に「発注・契約・登録・申込等」をし、補助事業の完了日(令和6年2月29日(木))までに「納品・工事完了等」及び「支払い」が完了したものが対象です。交付決定日より前に「発注・契約・登録・申込等」をした場合は、補助の対象となりません。また、令和6年3月1日(金)以降に「納品・工事完了等」又は「支払い」を行ったものも補助の対象となりませんので、十分ご注意ください。

## 5 主な補助要件 (その他の補助要件は、公募要領をご確認ください。)

- (1) エネルギー・原材料価格の高騰等による事業環境への影響を乗り越えるため、新たに取り組む事業であること
- (2) 補助対象となる事業を神奈川県内の事業所で実施すること
- (3) 営業許可等を受けている、又は補助事業実施までに許可等を取得する見込みがあること(行政庁の許可等が必要な業種の場合)
- (4) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づく措置を講ずる必要がないこと

## 6 採択審査における加点措置

エネルギー・原材料価格が高騰する中、大企業・中小企業を問わず、取引先事業者等との共存共栄を進めるため、新たなパートナーシップを構築する必要があります。

県では、多くの企業の皆様にこの『パートナーシップ構築宣言』の取組みに参加していただき、適正な取引を推進していくため、『パートナーシップ構築宣言』を行った事業者に対して、採択審査時に一定の加点を行うこととしました。

宣言の趣旨を理解し、是非この取組みへの参加をお願いします。

<パートナーシップ構築宣言ポータルサイト>

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

## 7 補助金の交付決定等

一定の審査基準に基づき審査内容の審査を行います。審査の結果、補助金の交付を決定した事業者には「交付決定通知書」、それ以外の事業者には「不交付決定通知書」を郵送します。

## 8 支払いまでの流れ

県から交付決定通知書が届いた後に、補助事業に着手(発注・契約・登録・申込等)し、事業の完了(納品・工事完了等及び支払い)後に所定の実績報告書類を提出していただきます。実績報告書類の提出期限は、令和6年3月8日(金)【消印有効】です。実績報告書類の審査により、適正に補助事業が行われたことを確認できた場合のみ、補助金を支払い(振込み)ます。なお、交付決定前の着手は認められません。

※その他、詳しくは、県ホームページ掲載の公募要領をご確認ください。

### 申請・問合せ先

神奈川県ビジネスモデル転換補助金班

〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通7 日本大通7ビル 3階

受付時間：平日9時から12時まで/13時から17時まで

電話番号 070-1187-0338、070-1187-0348、070-1187-0435、070-1187-0382、070-1187-0464

ホームページ：[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/r5\\_tenkan.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/r5_tenkan.html)